

第3編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第 16 条)

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

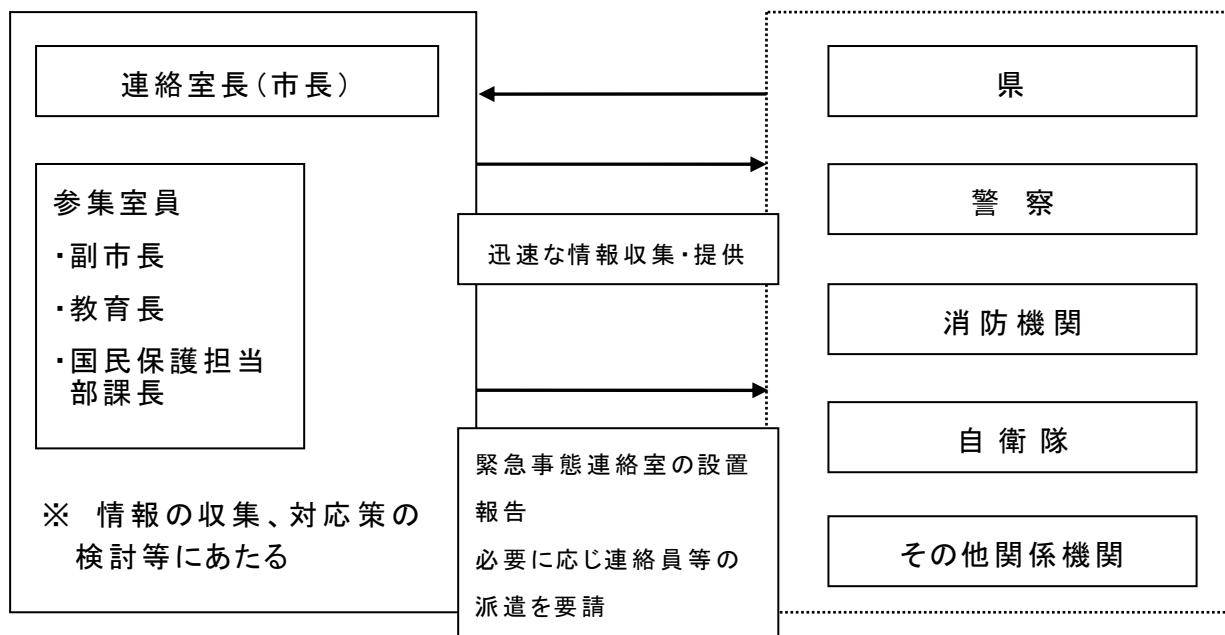
(1) 担当課体制の設置

市は、事態発生が想定されるような情報を得た場合には、速やかに、国民保護担当課による担当課体制を設置する。国民保護担当課長は、現場の状況を把握し市長へ報告する。

(2) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び印西警察署に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。
 この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置

の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市区町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(根拠・参照法令：国民保護法第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条)

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう命じる。

④ 市対策本部の開設

市対策本部職員は、市庁舎3階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置

できない場合に備え、市対策本部の予備施設を市地域防災計画に基づき指定する代替施設に設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定の要請等

市長は、市が市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部会議は、市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員で構成し、次の者をもって充てるものとする。また、本部員等の構成及び本部事務局各班の分掌事務は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成図】

市 対 策 本 部	市対策本部長	市長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総務部 選挙管理委員会事務局</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">企画財政部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市民部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">環境経済部・ 農業委員会事務局</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">健康福祉部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市建設部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">水道部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">教育部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">応援部</div> <p>※応援部は、議会事務局、監査委員事務局、会計課で構成する</p>
	市対策副本部長	副市長・教育長	
	市対策本部員	総務部長 企画財政部長 市民部長 環境経済部長 健康福祉部長 都市建設部長 水道部長 教育部長 議会事務局長 印旛支所長 本埜支所長	
	事務局長 事務局次長	本部班長…防災課長 総務班長…総務課長	
	事務局員	情報通信班長…情報管理課長 広報班長…秘書広報課長 施設管理班長…管財課長	
	本部派遣職員	関係機関から本部長が派遣を求める者	

※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】

班名	分掌事務
総務部 本部班	1 市対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 4 市が行う国民保護措置に関する調整 5 他の市区町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事項 6 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

班名	分掌事務
総務部 情報通信班	1 以下の情報に関する国、県、他の市区町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○その他各班等から収集を依頼された情報 ○安否情報 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 通信回線や通信機器の確保
総務部 広報班	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
総務部 総務班 施設管理班	1 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 2 その他、庶務に関する事項

【各班の担当課及び分掌事務】

班名	担当課	班長等	分掌事務
本部班	防災課	◎防災課長	<ul style="list-style-type: none"> ○本部活動（本庁舎）の総合統制、本部の庶務事務（武力攻撃対策予算全体の執行・管理等） 本庁舎、市施設（教育施設を除く）の被害状況把握 ○市内の被害状況の把握 ○各部との連絡調整 ○現地対策本部に関すること ○現地連絡調整所に関すること ○警報、緊急通報、避難実施要領、避難誘導、救援計画、退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担の検討等重要な措置の立案 ○国・県・警察・消防・自衛隊・その他公共機関等との連絡 ○その他本部長が行う総合調整の補佐 ○印西市消防団の活動に関すること ○消防組合との連絡調整に関すること ○防災行政無線・防災情報システム・印西市緊急情報発信システム（防災メール）等の運用
総務班	総務課 行政管理課 選挙管理委員会事務局	◎総務課長 行政管理課長 選挙管理委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動員調整、配置、服務状況把握、給与・給食、職員の特殊標章（身分証明書等）の作成と交付 ○議会対応、部内各班の応援 ○見舞者等の応接及び義援金、見舞金の受け付け ○各部の対策実施状況の把握 ○県外避難者の支援に関すること ○国民保護従事者の装備品の確保、配布に関すること ○公務災害保障に関すること ○各部に対する事務の緊急割当て ○他の地方公共団体からの応援受入れ及び配置
情報通信班	情報管理課	◎情報管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集、整理及び集約に関すること ○電話の受理、交換に関すること ○FAX等で受信した情報の関係部への送信に関すること ○被害状況及び対策実施状況の記録 ○情報システムの運用及び活用に関すること ○避難施設等の拠点との連絡調整に関すること

班名	担当課	班長等	分掌事務
施設管理班	管財課	◎管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被災状況の把握 ○事態時における配車計画及び車両の借上げ ○本部全般に係る資機材の調達、配備 ○燃料の確保に関する事 ○緊急車両の車両証明書交付に関する事 ○来庁者の安全確保に関する事
広報班	秘書広報課	◎秘書広報課長	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 ○被災情報の広報に関する事 ○国民保護に関する広報の作成及び配布に関する事 ○避難施設等への広報に関する事 ○各種報道機関との連絡調整に関する事 ○報道機関への要請に関する事 ○報道発表に関する事 ○視察者への対応に関する事
企画財政班	企画政策課 財政課 まちづくり 推進課	◎企画政策課長 交通政策担当 課長 財政課長 まちづくり 推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策予算の編成 ○応急対策経費の収支、義援金の管理 ○復興計画策定及び統括 ○部内の連絡調整、情報の収集、報告 ○国、県への要望等 ○帰宅困難者に関する事 ○公共交通機関との連絡調整に関する事 ○外国人の安否確認、避難支援に関する事 ○外国人の安全確保と、生活支援に関する事
現地調査班	資産税課 市民税課 国保年金課 納税課	◎資産税課長 市民税課長 国保年金課長 納税課長	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋及び土地の被害状況調査 ○り災証明の発行に関する事 ○税制措置に関する事 ○被災者の国民健康保険等に係る証明書の発行に関する事
市民相談班	市民活動推 進課 市民課 市民安全課	◎市民活動推 進課長 市民課長 市民安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時相談窓口の設置 ○死者・行方不明者の把握に関する事 ○死亡届の受理、火葬許可証の交付 ○応急仮設住宅における自治会等の設立及び運営支援に関する事
印旛支所班	印旛支所 市民サービ ス課	◎印旛支所 市民サービ ス課長	<ul style="list-style-type: none"> ○支所の連絡調整に関する事 ○市民の相談に関する事 ○庁舎の安全確保に関する事 ○他の班の応援・協力に関する事

班名	担当課	班長等	分掌事務
本榑支所班	本榑支所 市民サービス課	◎本榑支所 市民サービス課長	○支所の連絡調整に関すること ○市民の相談に関すること ○庁舎の安全確保に関すること ○他の班の応援・協力に関すること
環境衛生班	クリーン推進課 環境保全課	◎クリーン推進課長 環境保全課長 放射線対策担当課長	○動物保護、危険物質に関する措置 ○仮設トイレ、し尿処理 ○被災地の環境維持 ○災害廃棄物の収集及び処理 ○ゴミの収集及び処理 ○放射線対策に関すること ○防疫に関すること ○死亡動物の処理に関すること ○印西地区環境整備事業組合との連絡調整に関すること ○印西地区衛生組合との連絡調整に関すること
物資班	経済政策課 農政課 農業委員会事務局	◎経済政策課長 農政課長 農業委員会事務局長	○部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること ○生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること ○義援物資の受入れに関すること ○応急食糧、物資の調達及び配送に関すること ○商工業及び農業関係の被害状況の調査、報告に関すること ○被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関すること ○大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関すること
福祉班 (災害時 要援護者 支援班)	社会福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保育課 障がい福祉課	◎社会福祉課長 介護福祉課長 子育て支援課長 保育課長 障がい福祉課長	○災害時要援護者の安否情報の収集・整理と提供、部所管施設の被害状況の把握、情報活動の支援 ○災害時要援護者避難対策、災害時要援護者施設の統括、部所管施設の被害状況把握、乳児、幼児、児童等の保護・避難誘導、応急保育、市社会福祉協議会へのボランティアの受入れ体制整備の要請 ○遺体安置所の開設 ○遺体の収容及び安置、火葬 ○福祉避難所の設置、運営に関すること

班名	担当課	班長等	分掌事務
医療班	健康増進課	◎健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動の統括、各部との連絡調整、医療救護所の運営(医師等の配置・医薬品等の配布)、部所管施設の被害状況把握、医療ボランティアの受入れ・配置、県医療救護班の派遣要請 ○法第81条～第85条の県知事の権限が委任された場合の事務(①特定物資のうち医療用具その他衛生品の売り渡しの要請等に関する事、②医療救護活動に伴う土地等の使用、③医療の実施の要請等、④①②の損失補償③の実費弁償)、保健衛生への協力要請 ○保健衛生の確保(感染症予防、精神保健相談、負傷者の応急処置、医療救護活動の支援、食品衛生管理・栄養指導など巡回活動) ○市医療救護班の編成に関する事 ○被災者の心のケアに関する事
住宅班	都市計画課 建築指導課 都市整備課 開発指導課 営繕課	◎都市計画課長 建築指導課長 都市整備課長 印旛中央地区 事業推進担当 課長 開発指導課長 営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ○被害住宅危険度判定 ○被災者用住宅の確保に関する事 ○県営の仮設住宅建設促進(県への協力) ○住宅障害物の除去 ○被災地の清掃、ガレキの処理 ○県営の仮設住宅入居者募集・選定 ○管理施設の応急措置に関する事 ○管理施設の避難施設への供与に関する事 ○ヘリポートの開設に関する事
土木班	建設課 土木管理課	◎土木管理課長 建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害状況把握、各部との連絡調整 ○道路・橋梁・河川・公共溝渠等の被害調査及び応急復旧工事 ○道路障害物除去 ○緊急輸送道路に関する事 ○土木関係機関との連絡調整に関する事
下水道班	下水道課	◎下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の調査及び応急対策 ○管理施設の被害状況の調査、報告に関する事 ○管理施設の応急修理及び復旧に関する事
水道班	水道課	◎水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害状況の調査、報告 ○応急修理及び復旧 ○応急給水 ○県水道局、長門川水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道部との連絡調整に関する事

班名	担当課	班長等	分掌事務
教育班	教育総務課 学務課 指導課 生涯学習課 スポーツ振興課	◎教育総務課長 学務課長 指導課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長	○教育委員会所管施設の被害状況把握 ○避難施設の開設及び維持管理、避難者の世話及び調査 ○学校再開への関係機関との調整 ○応急教育（教材・学用品、教育者の確保） ○避難誘導が必要な場合 児童・生徒・園児の保護・避難誘導、住民等避難誘導等のため本部から派遣される職員との連携 ○文化財の被害調査及び応急調査
応援班	議会事務局 監査委員 事務局 会計課	◎監査委員事務局長 局長 会計管理者 議会事務局次長	○他部への応援に関すること ○議会との連絡その他渉外に関すること ○その他、各部の各班に属さないこと

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う総務部広報班を設置

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報を提供できる体制を整備

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと
- ウ 県と連携した広報体制を構築すること

④ その他関係する報道機関

広報班は、関係する報道機関の連絡先を把握し、速やかに情報提供

を行う。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、印西警察署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市区町村対策本部を設置すべき市区町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

（根拠・参照法令：国民保護法第 156 条）

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、ホームページ、防災メール、ツイッター、ケーブルテレビ、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、防災行政無線等の通信回線の利用、広報車等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態では、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を用い、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して住民へ伝達するため、迅速に伝達することができる体制を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(根拠・参照法令：国民保護法第11条、第16条、第21条)

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認

めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先については、資料編参照)

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(根拠・参照法令：国民保護法第 20 条)

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、文書をもって自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。緊急を要する場合は、口頭又は県防災行政無線又は電話、電子メール等により依頼し、事後速やかに文書を伝達する。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

●自衛隊の派遣要請をする場合の必要事項

- 武力攻撃災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域、活動内容
- 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条)により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(根拠・参照法令：国民保護法第 17 条、第 18 条、第 19 条)

(1) 他の市区町村長等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容を具体的に明らかにした上で、他の市区町村長等に対して応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。
この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに文書にて議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(根拠・参照法令：国民保護法第 151 条、第 152 条、第 153 条、地方自治法第 252 条)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(根拠・参照法令：国民保護法第 17 条、第 21 条)

(1) 他の市区町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市区町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の市区町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、「受託事務の範囲並びに受託事務の管理及び執行の方法」、「受託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項」について議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(根拠・参照法令：国民保護法第4条、第80条)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会等の長など地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に要する資材の提供等により、自主防災組織等に対する支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、市社会福祉協議会に対し、ボランティアセンターの設置及び運営を行うよう要請し、ボランティアの登録、派遣調整、情報提供、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮等活動への支援に努め、その技能等の効果的

な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、自主防災組織や町内会等の長を通じてとりまとめた受入れを希望するものを把握する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

(根拠・参照法令：国民保護法第4条、第22条、第67条、第70条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民等の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第47条、第100条)

1 警報の内容の伝達等

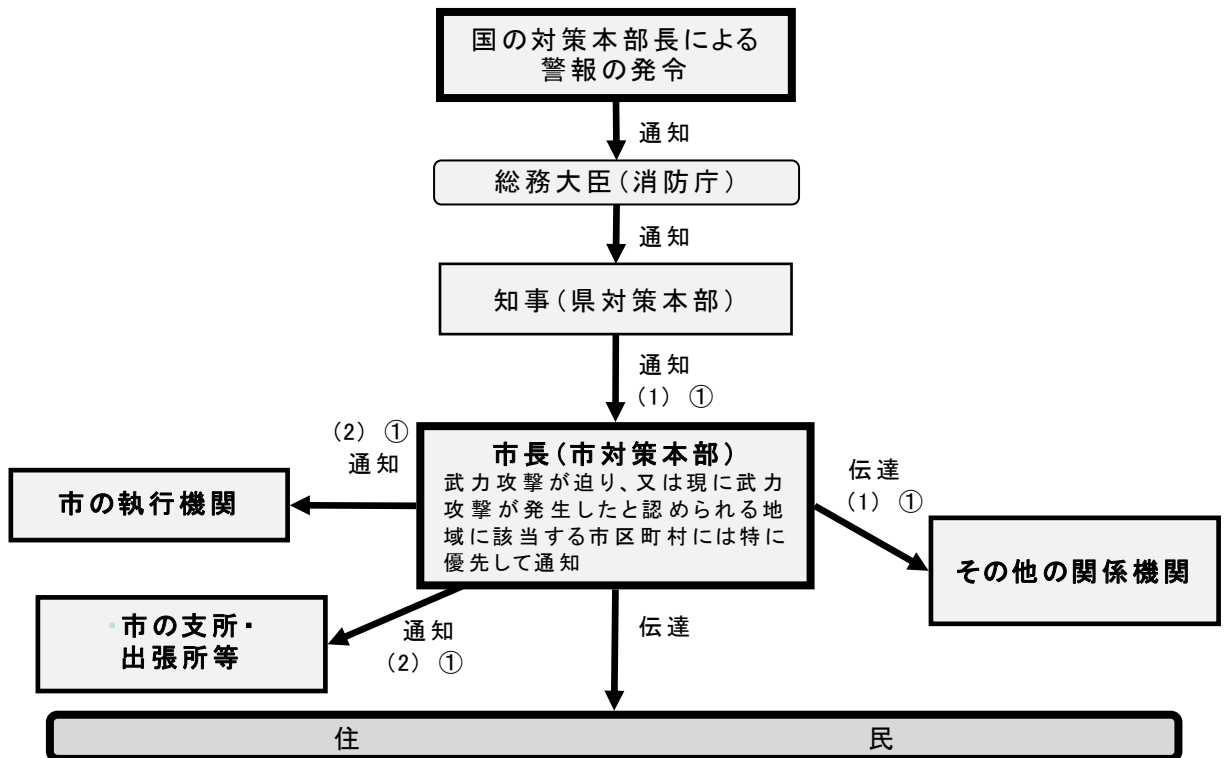
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、マニュアルで定める伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、医療施設、社会福祉施設、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。
※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



※市長は、ホームページ(<http://www.city.inzai.lg.jp/>)に警報の内容を掲載
※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか防災メール等を活用する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 防災行政無線等の活用

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災

行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）を用いた場合の対応

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信される場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(3) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする。なお、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知については、サイレン、防災行政無線、防災メール、ホームページへの掲載、ツイッター、ケーブルテレビ、広報車の使用等によって行う。

第 2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

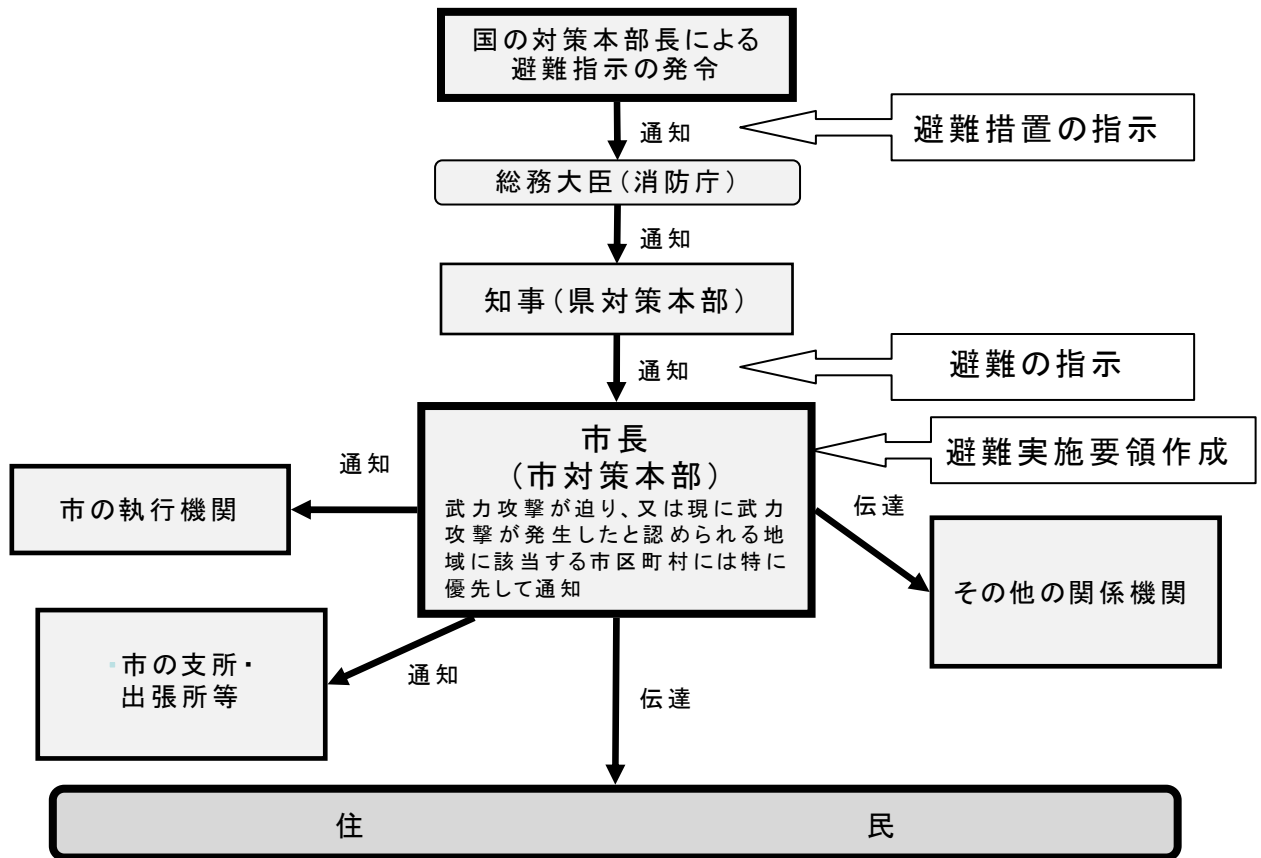
1 避難の指示の通知・伝達

(根拠・参照法令：国民保護法第 54 条)

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては次ページの図のとおり。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(根拠・参照法令：国民保護法第 61 条)

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、印西警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会や事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会等や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者の配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防団員の配置等
避難住民の誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等の自ら避難することが困難な者の避難

誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難経路が利用できないことや、病人・怪我人等により避難が行えないことなどの問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(4) 災害時要援護者に対する留意事項

災害時要援護者に対しては、原則として「印西市災害時等要援護者避難支援計画」に基づいて対応する。

また、自主防災組織や町内会等を通じて地域住民にも福祉関係者と連携し、災害時要援護者の避難誘導の円滑な実施への協力を要請する。

(5) 避難所等における安全確保等

市は、印西警察署に対し、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図るよう要請する。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行うよう要請する。

併せて、市は、印西警察署に対し、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努めるよう要請する。

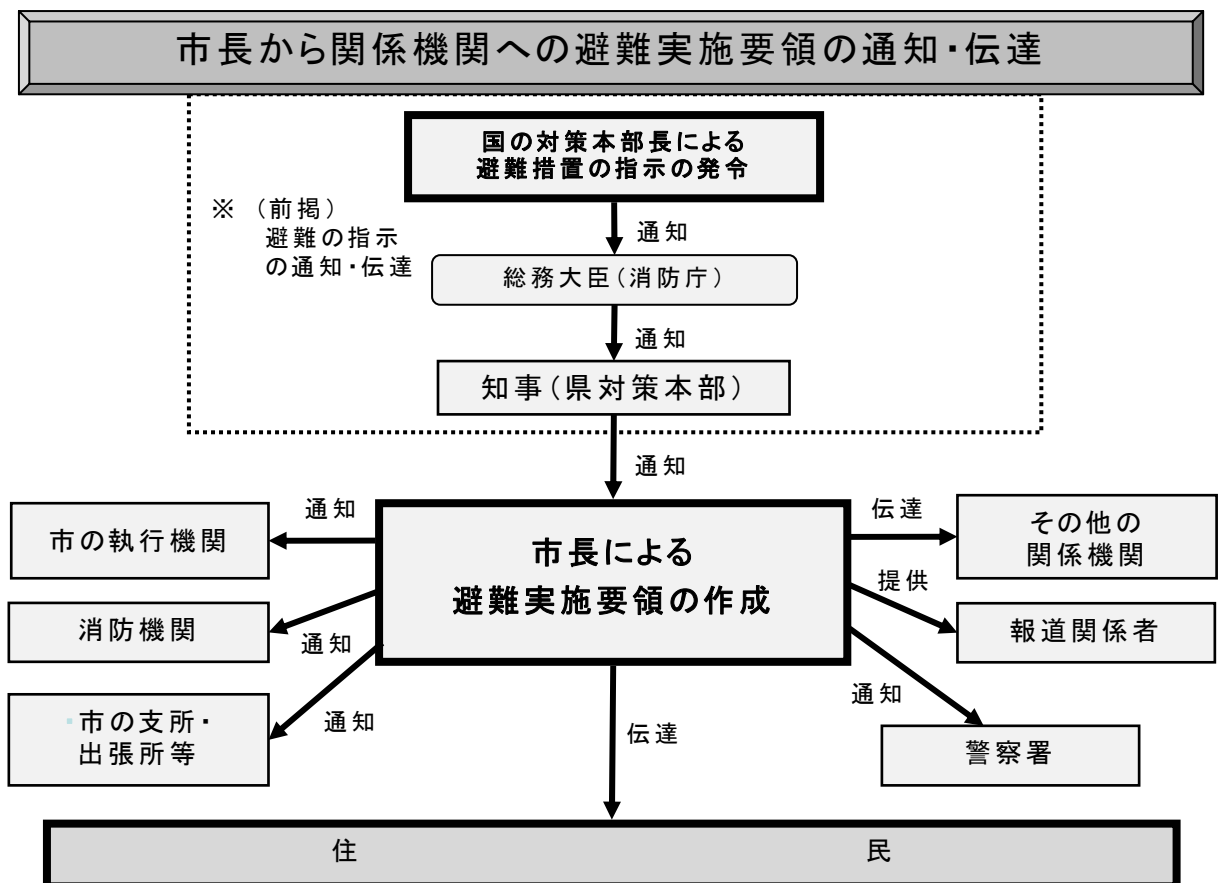
(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関

係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防組合消防長（以下「消防長」という。）、消防団長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(根拠・参照法令：国民保護法第4条、第9条、第62条、第63条、第64条、第66条、第67条、第69条、第71条)

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、消防機関と連携して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合に

はこの限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防組合は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととなる。このため、市は、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防組合と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう道路管理者等と調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会等の長など地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 誘導時における食料の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 災害時要援護者等への配慮

市長は、災害時要援護者支援班を設置し、「印西市災害時等要援護者避難支援計画」に基づき、社会福祉協議会、民生委員児童委員等と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難を万全に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難施設等における安全確保等

市は、印西警察署が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、印西警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、印西警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する

場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携を図る。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市区町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定める。

- ① 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項
- ② 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
- ③ その他復帰の実施に関し必要な事項

●避難指示発令時、住民に期待する取組み

- 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めること
- 避難については市の誘導に従い、勝手な行動は自粛すること
- 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動すること
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助すること
- 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動すること

●避難指示発令時、自主防災組織等に期待する取組み

- 市からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達すること
- 役割分担を確認し、実施すること
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助すること
- 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行うこと

●避難指示発令時、事業所等に期待する取組み

- 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努め、来客、来店者、従業員等に伝達すること
- 大型商業施設等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意すること
- 来客、来店者等の誘導を行うこと
- 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止すること
- 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行うこと
- 高齢者、障がい者の従業員、乳幼児、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助すること

第5章 救援

1 救援の実施

(根拠・参照法令：国民保護法第76条)

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の指示があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を医療機関や運送事業者、電気通信事業者等の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食料・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(根拠・参照法令：国民保護法第77条、第79条)

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(根拠・参照法令：国民保護法第 75 条)

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

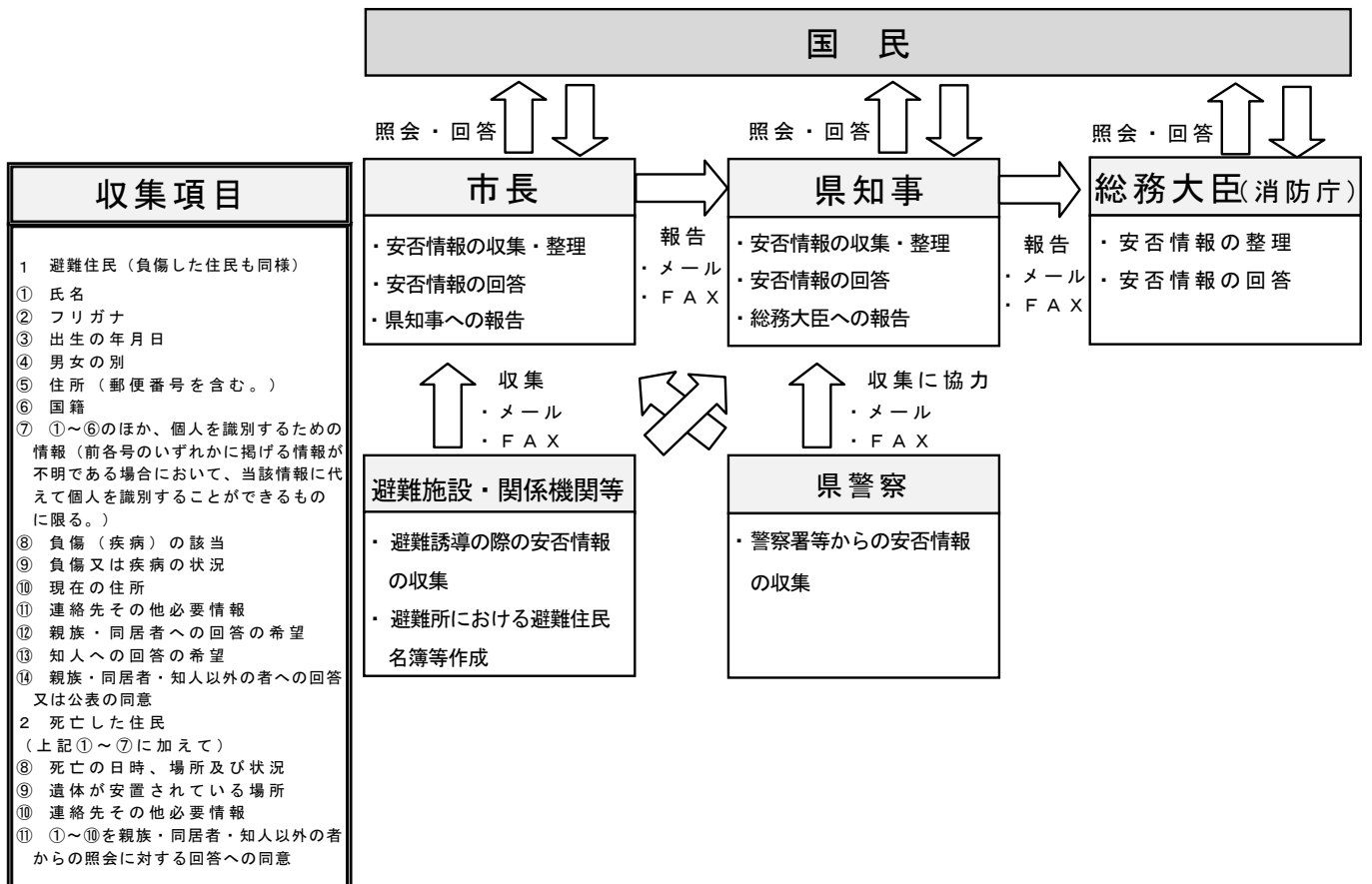
また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(根拠・参照法令：国民保護法第94条)

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する施設等からの情報収集、印西警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

(根拠・参照法令：国民保護法第94条)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(根拠・参照法令：国民保護法第95条)

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に

設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認証により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者(情報通信班長)が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

(根拠・参照法令：国民保護法第96条)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(根拠・参照法令：国民保護法第22条、第97条)

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(根拠・参照法令：国民保護法第98条)

(1) 市長への通報

消防職員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に

県防災行政無線、電話、FAX、電子メール等により通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(根拠・参照法令：国民保護法第22条、第112条)

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、印西警察署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて消防組合、印西警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(根拠・参照法令：国民保護法第22条、第114条)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防組合、印西警察署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に市職員を配置し、印西警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(根拠・参照法令：国民保護法第 111 条、第 113 条)

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(根拠・参照法令：国民保護法第 22 条、第 119 条)

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、印西警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消

防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、市は、消防組合に対し、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう要請するとともに、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市区町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱、消防組織法第44条の規定に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市区町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防組合と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防組合とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、印西警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防組合、印西警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、水防管理者は、現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(根拠・参照法令：国民保護法第102条)

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防組合による支援

消防組合は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(根拠・参照法令：国民保護法第103条)

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防組合の管理者に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域内に設置されている消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第107条、第108条)

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、印西警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による

汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、県のモニタリングと連携し、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、消防組合、印西警察署等の関係機関と連携し、健康福祉センターの協力を得て消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長又は消防組合の管理者の権限

市長又は消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、印西警察署等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第 126 条、第 127 条)

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、印西警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、F A X 等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保など必要な事項について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第123条)

1 保健対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。

また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため、県と連携し、避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談

及び指導を県と連携し行う。

6 環境衛生対策

(1) ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は「印西市震災廃棄物処理計画」に基づき関係機関と連携し廃棄物対策を実施する。

(2) し尿処理

① 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、関係機関と連携し、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

② 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

市は県と協力し、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

③ 広域的な支援・協力

市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、関係機関と連携し県に対して支援を要請する。

第10章 廃棄物の処理

市は、廃棄物の処理について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第124条)

1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、地域防災計画の定めに準じて、「印西市震災廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 1 1 章 遺体の埋葬・火葬

市は、遺族等が埋葬・火葬を行うことが困難な場合において、応急措置として行う火葬・埋葬について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第 122 条)

1 遺体の埋葬方法

大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、厚生労働大臣が必要があると認め、定める期間及び地域に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例により、死体が現に存する場合市がこれを行う。

また、市長は、死者数を県に報告するとともに、市のみで火葬の実施が困難な場合には、県に対し受入れ可能な火葬場での実施を要請する。

市が遺体の埋葬・火葬を実施するにあたっては、以下に示す地域防災計画の定めに基づいて対応を行うものとする。

- (1) 引取り手のない遺体については、応急措置として市が火葬又は埋葬を行う。
- (2) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付の上、保管所に一時保管する。
- (3) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- (4) 市は、火葬場が使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対して火葬場のあっせんを要請する。
- (5) 市外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。なお、自衛隊が派遣された場合は、自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

2 埋火葬の期間

- (1) 遺体の埋火葬の期間は、原則として事態発生から 10 日間とする。
- (2) 事態発生から 10 日間で埋火葬が終了しない場合は、市は期間の延長手続（知事への申請手続き）を行う。

3 埋火葬に関する書類

市は、埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋火葬台帳
- (2) 埋火葬支出関係書類

第 1 2 章 交通規制

市は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、印西警察署等が行う必要な交通規制について協力する。

(根拠・参照法令：国民保護法第 155 条)

1 交通状況の把握

市は、武力攻撃事態等において、印西警察署が通行可能な道路や交通状況を迅速に把握できるように関連情報を提供するなど協力する。

2 交通規制の実施協力

市は道路管理者として、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、印西警察署と連携して、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施を図るものとする。なお、国の対策本部長により、道路の利用指針が定められた場合は、その指針を踏まえ適切に行うものとする。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、印西警察署の行う周辺地域を含めた広域的な交通規制に協力する。

3 緊急通行車両の確認協力

市は、知事又は県公安委員会が消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じて行う緊急通行車両の確認について協力する。

4 交通規制等の周知徹底

道路管理者である市は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、印西警察署と連携して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保等の協力

市は、緊急交通路を確保するため印西警察署が行う、放置車両の撤去、障害物の除去等の措置について、消防機関及び自衛隊等とともに協力する。

●交通規制の実施方法

○基本的考え方

- ・被災地域での一般車両の走行は原則として禁止
- ・被災地域への一般車両の流入は原則として禁止
- ・被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り、又国民保護上支障が生じない限り、原則として制限しないこと
- ・避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限
- ・その他国民保護上重要な道路についても必要な交通規制を実施
- ・走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査

○緊急通行車両の範囲

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- ・消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他応急処置に関するもの
- ・被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ・被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ・犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ・緊急輸送の確保に関するもの
- ・上記のほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

第 1 3 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施するため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(根拠・参照法令：国民保護法第 129 条)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(根拠・参照法令：国民保護法第 162 条)

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(根拠・参照法令：国民保護法第 137 条)

(1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 市の職員で（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、国民保護措置についての研修及び訓練、防災教育など様々な機会を通じて啓発に努める。